

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日

初等中等教育局長裁定

平成28年5月11日 一部改正

平成28年12月6日 一部改正

平成29年6月12日 一部改正

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

①認定こども園整備

（内容については、別紙1のとおり）

②幼稚園耐震化整備

（内容については、別紙2のとおり）

③防犯対策整備

（内容については、別紙3のとおり）

2. 交付額の算定方法について

ア. 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る交付金の額は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。なお、市町村が交付対象経費の1/4以上で補助を行う場合も同様とする。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額は、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額（以下「交付基礎額」という。）の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出した交付基礎額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の場合」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2に定める基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を基準額に加算し、交付基礎額を算出するものとする。（設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。）

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市区町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市区町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 実績報告

交付対象事業が交付決定をした年度内にやむを得ない事情により完了できず、繰越しを行った場合、交付要綱第12条で定める実績報告書（様式8）の提出期限については、交付対象事業が完了した日から起算して1か月以内又は交付対象事業完了年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日とする。

8. 交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

9. 留意事項

- ・ 幼保連携型認定こども園において保育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の整備をあわせて実施する場合は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。
- ・ ①認定こども園整備及び③防犯対策整備については、都道府県が認定こども園の整備及び防犯対策の整備を行う市町村（特別区を含む。）に対し支援を行うものとし、②幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。
- ・ ③防犯対策整備は、幼稚園型認定こども園に限り補助対象とする。幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園において同様の整備を実施する場合は、

- 厚生労働省所管の保育所等整備交付金に申請すること。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。(新設は除く。)
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県の認定を受けること。
ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象とすること。
- ⑤ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分(認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。)、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分(保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。)については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

(3) 財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。
- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。）又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

(3) 交付対象整備（整備区分）

増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）

4 対象経費

別表 1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

（2）次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、施設整備終了後に認定こども園法第 3 条第 4 項第 1 号に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。
ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

（3）財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 26 年 3 月 31 日 25 文科初第 1443 号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

防犯対策整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の防犯対策を強化することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう環境整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼稚園型認定こども園における防犯対策を強化するための整備を実施する。

(2) 整備対象施設

認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）で定める基準により算出

(2) 負担割合

国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4

(3) 交付対象整備（整備区分）

防犯対策整備

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ 防犯対策以外を目的とした整備に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。

② 幼稚園についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別表 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>(認定こども園施設整備交付金交付要綱別紙 2. で対象としている整備を行う場合は、特殊付帯工事の基準額を加算することができる。</p> <p>対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号)第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙 1 の 5 留意事項(1)及び別紙 2 の 5 留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度額とする。以下同じ)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
認定こども園整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）</p> <p>その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２.６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）</p> <p>については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>(認定こども園施設整備交付金交付要綱別紙2.で対象としている整備を行う場合は、特殊付帯工事の基準額を加算することができる。</p> <p>対象経費の実支出額に実施設計費等(工事監理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</p> <p>※1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。(設計料加算は除く。小数点以下切り捨て。)</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙1の5留意事項(1)及び別紙2の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)、実施設計に要する費用(交付申請年度の前年度分まで含む。)、耐震診断費に要した費用(交付申請年度の前々年度分まで含む。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
幼稚園耐震化整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業に限る。）</p> <p>その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２.６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用（交付申請年度の前年度分まで含む。）、耐震診断費に要した費用（交付申請年度の前々年度分まで含む。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
p	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策整備	本体工事費	<p>防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(実施要領別紙3の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>

(別表2)交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、平成29年4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1)認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

<本体工事費>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900	64,700	71,200
定員21～30名	51,400	56,500	67,800	74,600
定員31～40名	59,600	65,700	78,800	86,600
定員41～70名	68,100	74,900	89,800	98,900
定員71～100名	88,400	97,200	116,700	128,400
定員101～130名	106,300	116,900	140,300	154,400
定員131～160名	123,100	135,300	162,400	178,700
定員161～190名	139,800	153,800	184,700	203,000
定員191～220名	155,300	170,900	205,200	225,600
定員221～250名	172,100	189,400	227,100	249,900
定員251名以上	191,300	210,300	252,500	277,700
特殊付帯工事	7,360		9,680	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算はの除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423
定員21～30名	1,111	1,223	1,467	1,614
定員31～40名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員41～70名	1,864	2,052	2,461	2,708
定員71～100名	2,630	2,892	3,472	3,818
定員101～130名	3,156	3,472	4,165	4,582
定員131～160名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員161～190名	4,734	5,209	6,250	6,875
定員191～220名	5,523	6,076	7,290	8,021
定員221～250名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員251名以上	7,102	7,813	9,375	10,313

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<仮施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534
定員21～30名	2,131	2,343	2,812	3,093
定員31～40名	2,582	2,840	3,408	3,749
定員41～70名	3,586	3,945	4,734	5,208
定員71～100名	5,380	5,918	7,101	7,812
定員101～130名	6,456	7,102	8,522	9,375
定員131～160名	8,071	8,879	10,654	11,719
定員161～190名	8,824	9,707	11,647	12,813
定員191～220名	10,295	11,325	13,590	14,947
定員221～250名	11,766	12,942	15,531	17,084
定員251名以上	13,237	14,560	17,472	19,220

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

<本体工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	34,200	45,100
定員21～30名	35,900	47,400
定員31～40名	41,800	55,200
定員41～70名	47,700	62,800
定員71～100名	61,800	81,600
定員101～130名	74,500	98,300
定員131～160名	86,100	113,700
定員161～190名	97,900	129,200
定員191～220名	108,800	143,500
定員221～250名	120,400	158,900
定員251名以上	133,800	176,600

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認可に係る定員)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	685	905
定員21～30名	778	1,026
定員31～40名	1,037	1,369
定員41～70名	1,305	1,722
定員71～100名	1,840	2,430
定員101～130名	2,208	2,916
定員131～160名	2,761	3,645
定員161～190名	3,314	4,374
定員191～220名	3,867	5,105
定員221～250名	4,419	5,833
定員251名以上	4,972	6,561

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認可に係る定員)に該当する基準額とすること。

<仮施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	1,222	1,613
定員21～30名	1,491	1,968
定員31～40名	1,808	2,385
定員41～70名	2,510	3,314
定員71～100名	3,767	4,972
定員101～130名	4,519	5,966
定員131～160名	5,649	7,457
定員161～190名	6,176	8,152
定員191～220名	7,207	9,512
定員221～250名	8,236	10,871
定員251名以上	9,266	12,230

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模(保育所型認定こども園の認可に係る定員)に該当する基準額とすること。

(2) 幼稚園耐震化整備

< 本体工事費 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	48,900	53,900	64,700	71,200
定員21～30名	51,400	56,500	67,800	74,600
定員31～40名	59,600	65,700	78,800	86,600
定員41～70名	68,100	74,900	89,800	98,900
定員71～100名	88,400	97,200	116,700	128,400
定員101～130名	106,300	116,900	140,300	154,400
定員131～160名	123,100	135,300	162,400	178,700
定員161～190名	139,800	153,800	184,700	203,000
定員191～220名	155,300	170,900	205,200	225,600
定員221～250名	172,100	189,400	227,100	249,900
定員251名以上	191,300	210,300	252,500	277,700
特殊付帯工事	7,360		9,680	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算はの除く。小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備後の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	980	1,078	1,293	1,423
定員21～30名	1,111	1,223	1,467	1,614
定員31～40名	1,482	1,630	1,956	2,152
定員41～70名	1,864	2,052	2,461	2,708
定員71～100名	2,630	2,892	3,472	3,818
定員101～130名	3,156	3,472	4,165	4,582
定員131～160名	3,945	4,340	5,208	5,729
定員161～190名	4,734	5,209	6,250	6,875
定員191～220名	5,523	6,076	7,290	8,021
定員221～250名	6,313	6,944	8,333	9,167
定員251名以上	7,102	7,813	9,375	10,313

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

<仮設施設整備工事費>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,745	1,920	2,303	2,534
定員21～30名	2,131	2,343	2,812	3,093
定員31～40名	2,582	2,840	3,408	3,749
定員41～70名	3,586	3,945	4,734	5,208
定員71～100名	5,380	5,918	7,101	7,812
定員101～130名	6,456	7,102	8,522	9,375
定員131～160名	8,071	8,879	10,654	11,719
定員161～190名	8,824	9,707	11,647	12,813
定員191～220名	10,295	11,325	13,590	14,947
定員221～250名	11,766	12,942	15,531	17,084
定員251名以上	13,237	14,560	17,472	19,220

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分及び幼稚園を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模(幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。)に該当する基準額とすること。

別紙様式6-2

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業遅延報告書

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

整備内容	施設名	施設種別	設置主体	所 在 市区町村	整備区分	工事着工 年月日	工事完了 年月日

※事業遅延の理由については、交付要綱の様式(様式6)に記載すること。

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実施状況報告書

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

1 支出状況 (単位:千円)

事業名 (事業内容)	事業者支出状況		
	総事業費(A)	現在までの 支出額(B)	支出率 (B/A*100)
認定こども園施設整備交付金 認定こども園整備 幼稚園耐震化整備 防犯対策整備			

2 実施状況

事業名	実施状況		
	実施か所数	増加定員数 (予定含む。)	備考
認定こども園施設整備交付金			
認定こども園整備及び幼稚園耐震化整備			
幼保連携型の幼稚園部分 保育所型の幼稚園機能部分 幼稚園型の幼稚園部分 認定こども園化を予定する幼稚園			
認定こども園整備 幼保連携型の幼稚園部分 保育所型の幼稚園機能部分 幼稚園型の幼稚園部分			
幼稚園耐震化整備 幼保連携型の幼稚園部分 幼稚園型の幼稚園部分 認定こども園化を予定する幼稚園			
防犯対策整備			
幼稚園型認定こども園 認定こども園化を予定する幼稚園			

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実績一覧表

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

事業実績の概要

1. 認定こども園整備

施設名	施設種別	設置主体	所在 市区町村	整備区分	総事業費	交付対象 事業費	交付金 申請額	認定こども園へ の移行の有無
合計								

2. 幼稚園耐震化整備

施設名	施設種別	設置主体	所在 市区町村	整備区分	総事業費	交付対象 事業費	交付金 申請額	認定こども園へ の移行の有無
合計								

3. 防犯対策整備

施設名	施設種別	設置主体	所在 市区町村	整備区分	総事業費	交付対象 事業費	交付金 申請額	認定こども園へ の移行の有無
				/				
				/				
				/				
				/				
				/				
合計								

◆ 記入要領

- 交付事業について「施設名」「施設種別」「設置主体」「所在市区町村」「整備区分」「総事業費」「交付金申請額」を記入すること。
- ・「施設種別」: 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園(幼稚園機能部分)の別(移行予定を含む)を記入すること。
- ・「設置主体」: 学校法人、社会福祉法人の別を記入すること。
- ・「整備区分」: 創設・増築・増改築・改築・大規模修繕・防犯対策整備の別を記入すること。
- ・「総事業費」: 認定こども園施設整備交付金対象外経費も含めた事業費の全体額を記入すること。
- ・「交付対象事業費」: 交付対象事業費の内訳を記入すること。
認定こども園整備及び防犯対策整備については、市町村が算出した交付対象経費を記入すること。
- ・「交付金申請額」: 交付申請額の内訳を記入すること。
認定こども園整備及び防犯対策整備については、市町村が算出した交付対象経費を記入すること。
- ・「総事業費」「交付対象事業費」「交付金申請額」については、千円単位とすること。
- ・「認定こども園への移行の有無」: 新たに認定こども園へ移行したかどうかについて記入。合計は「○」の総数を記載。
1. 及び3. については、「○」(移行(新設も含む。))、「-」(申請年度より前に認定こども園に移行済み)を記入。
2. については、「○」(1. に同じ)、「-」(1. に同じ)、「×」(申請年度の移行は見送り)を記入

※ 一つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分を記入すること。